

新型コロナウイルス感染症対策本部（第43回）

議事概要

1 日時

令和2年9月25日（金）18時00分～18時18分

2 場所

官邸4階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

外務大臣 茂木 敏充

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上 浩太郎

防衛大臣 岸 信夫

内閣官房長官 加藤 勝信

復興大臣 平沢 勝栄

内閣府特命担当大臣 坂本 哲志

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 井上 信治

内閣府副大臣 赤澤 亮正

内閣府副大臣 藤井 比早之

法務副大臣 田所 嘉徳

財務副大臣 伊藤 渉

文部科学副大臣 田野瀬 太道

経済産業副大臣 長坂 康正

国土交通副大臣 大西 英男

環境副大臣 堀内 詔子

警察庁長官 松本 光弘

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣危機管理監 沖田 芳樹

内閣官房副長官補 藤井 健志

内閣広報官 山田 真貴子

国家安全保障局長次長（国家安全保障局長代理） 林 肇

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 木村 聡

内閣審議官（内閣情報官代理） 櫻澤 健一

4 議事概要

【厚生労働大臣】

全国の1日当たりの新規感染者数がここ最近 300～600 名近くで推移しておりましたが、昨日は477名でした。また、重傷者数は163名となっております。

こうした状況に関する専門家の評価ですが、新規感染者数については、8月第1週をピークとして、全国的に減少が続いてきましたが、複数の自治体で新規感染者数の減少が止まってしまう動きや、増加に転じる動きも見られ、こうした動きが、全国的な感染拡大に繋がることのないよう警戒が必要との指摘を受けております。

8月末に、対策本部でとりまとめた方針についての厚生労働省の取組であります。9月15日に厚生労働省所管で、1.6兆円の予備費の使用を閣議決定いたしました。今後これを活用し、季節性インフルエンザの流行期に備え、医療提供体制の確保、検査体制の拡充等の取組を進めてまいります。

感染症法における権限の運用の見直しについては、本日の感染症部会で、入院措置の対象について、都道府県知事の合理的かつ、柔軟な対応を認めつつ、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクのある者を明記することや、疑似症患者の医師による保健所への届け出について、季節性インフルエンザと区別が困難であることから、入院の場合に限ることについて審議を予定しております。

検査体制については、季節性インフルエンザ流行期に対応した地域の医療機関での簡易・迅速な検査体制構築に向けて、指針を策定し、10月中の体制整備を都道府県に依頼したところであり、あわせて抗原簡易キットの増産等をメーカーに要請しております。

ワクチンの確保については、国外3社のワクチン確保のため、9月8日に閣議決定された予備費を活用し、今後最終契約を順次締結する予定です。また、ワクチンを共同購入する国際的な仕組みであるCOVAXファシリティについて9月15日に我が国として正式に参加いたしました。

ワクチンの接種についても、本日の分科会で、国・自治体の役割分担を含め、実施体制や、接種順位等に関する「中間とりまとめ」を決定いたしました。

空港検疫については、抗原定量検査機器の設置等を進め、今月中には1万人超の検査能力を確保する見込みです。

引き続き、各関係省庁と連携しつつ、感染防止と社会経済活動の両立に向けて取り組んでまいります。

【西村国務大臣】

厚生労働大臣からも説明がありましたが、感染状況につきましては、全国的に見れば、7月末をピークに減少傾向にあります。また、経済については、緊急事態宣言下の4月、5月の後、感染動向の影響を受けながらも、持ち直しの動きが続いております。引き続き、感染拡大防止策を徹底し、様々な経済社会活動との両立を可能とする「新たな日常」を確立することで、経済を成長軌道に戻していくことが必要だと考えております。

こうした中で、資料2のイベント開催制限につきましては、これまで、人数上限5,000人、収容率50%のいずれか低い方を上限としておりましたが、当面11月末までの措置として、上限を緩和することといたしました。

感染防止策の徹底を前提に、人数上限を無くして収容率50%の上限のみとし、5,000人までであれば、大声での歓声・声援等がない場合には、収容率を100%まで認めることとしております。

それから、資料3のGoToキャンペーンについてであります。本日分科会からも提言をいただいております感染防止策を徹底した上で、順次進めてまいります。具体的には、GoToトラベルにつきましては、10月1日から東京発着を加えていく。また、GoToイートについては、オンライン飲食は10月1日以降、地域内のプレミアム商品・食事券は10月上旬から、そして、GoTo商店街につきましても、10月中旬以降に、それぞれ開始すべく、準備を進めてまいります。

今後の感染拡大防止策についてであります。4月、5月の緊急事態宣言の行った際には、幅広い自粛を行いました。7月、8月感染拡大の際には、感染対策の急所である繁華街でPCR検査を重点的に行い、休業や営業時間の短縮を要請するなど、焦点を絞った対策を講じることによって、減少傾向に転ずることができました。

こうした2回の経験につきまして、しっかりとデータ分析を行って、感染防止対策を、より焦点を絞った実効性のあるものに進化させることにより、経済社会活動との両立を図ってまいりたいと考えております。

最後に、資料2の2枚目ではありますが、経済活動との両立を進めていく上で、デジタル化を含む新技術・イノベーションが重要です。関係府省のご協力を得ながら、革新的な技術のPR、実証を行い、実用化やイベント制限等のさらなる合理化・進化に取り組んでまいりたいと考えております。

【経済産業副大臣】

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の影響により甚大な影響を受けたイベント産業や地域の商店街の需要喚起を行う、GoToイベント事業及びGoTo商店街事業の準備を進めております。

GoToイベント事業では、文化芸術やスポーツ関連のイベントの需要喚起を目的に、チケット購入代金の2割相当の支援を行います。本事業を通して、「新たな生活様式」を取り入れたイベント開催方法や楽しみ方への関心を促し、社会に定着させることを目指します。

GoTo商店街事業では、地域のコミュニティの中心である商店街等の需要喚起を目的に、販売促進イベントの開催費用などについて、上限300万円の支援を行います。本事業を通じまして、商店街等が、率先して「地元」の良さを発信するとともに、デジタル技術の活用など新しい取組にも挑戦することを促してまいります。

事業の開始に先立ち、本日、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、両事業の中で取り組むべき感染拡大防止策等についてご議論をいただきました。分科会の

場でいただいたご意見も踏まえ、本事業に登録・参加するイベント主催者や商店街と参加者双方に対して、着実な感染拡大防止策を行うことを求めてまいります。

その上で、10月中旬以降に、事業者・商店街の募集を開始いたします。

感染拡大防止とイベント等の需要喚起の両立を実現すべく、事業開始に向け、しっかりと準備を進めてまいります。

【国家安全保障局次長】

「国際的な人の往来の再開」について、ご説明申し上げます。

新規入国につきまして、10月1日から、入国許可対象を拡大することといたします。

具体的には、感染状況が落ち着いている国・地域との間での主に長期滞在者を対象とする枠組みにつきまして、ビジネス上必要な人材等に加え、留学、家族滞在等の在留資格も対象として、新規入国を認めていくことといたします。

さらに、原則として全ての国・地域から、主に長期滞在者を念頭に、対象者を限定せず、防疫措置を確約できる受入者がいることを条件に、新規入国を認めていくことといたします。その際、入国者数は限定的な範囲に留めることといたします。

この他、実施中の水際対策のうち、航空機の到着空港の限定に係る措置につきましては、各空港における入国時の検査能力の確保等の状況を踏まえ順次緩和を検討することといたします。

【外務大臣】

駐在員等の長期滞在者の往来を可能とする「レジデンストラック」については、すでにタイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾の7か国・地域との間で運用を開始しております。今回の決定で、留学生や、家族滞在者等にも、この対象が広がったわけであります。さらに今月末にはシンガポール、来月初旬にはブルネイとの間でも開始する予定であります。また、短期出張者等、自宅待機期間中も限定的なビジネス活動ができる「ビジネストラック」についても、9月18日にシンガポールとの間で初めてこの仕組みを開始したところであります。

本日の決定に及びまして、入国者数の上限を設けつつ、原則、全ての国・地域から、在留資格を有する者の新規入国が可能となったことで、経済の回復に向け、一層前向きな効果が出ることを期待したいと思います。

引き続き、中長期的な視点も踏まえ、往来の再開のための様々な措置を検討していきたいと思っております。

【法務副大臣】

法務省では、これまで、閣議了解等に基づき、159の国・地域に滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、上陸を拒否してまいりました。

先ほど、国際的な人の往来の再開に向けて、新規入国を許可する対象の拡大について報告がありましたが、法務省としても、政府全体としての検討結果を踏まえ、必要な措置を講じてまいります。

法務省としては、引き続き、国内への感染者の流入防止のための水際対策に万全を期しつつ、国際的な人の往来の再開との両立を図ってまいります。

【内閣総理大臣】

新型コロナウイルス感染症については、欧米諸国のような爆発的感染を防止し、国民の命と健康を守ることに最優先で取り組むことが重要です。

専門家の分析によれば、我が国の新規陽性者数は、7月末以降下降を続けていますが、秋以降、季節性のインフルエンザの流行期には、発熱等の症状を訴える方が大幅に増え、検査や医療の需要が急増する恐れがあります。こうした事態に対して万全の体制を構築をし、国民の皆様が安心できるよう、政府一丸となって取り組んでいきます。

まず、検査体制については、地域の医療機関で一日平均 20 万件の検査能力を速やかに確保するとともに、感染が拡大している地域の医療機関や介護施設における一斉の検査を実行に移します。

また、地域の医療提供体制を維持・確保するために、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の安定的な経営を確保するための支援を進めております。

さらに、ワクチンや治療薬の開発・研究を加速し、ワクチンについては、安全性、有効性の確認を最優先して、来年前半までに、全国民に提供できる数量を確保することを目指します。その上で、円滑にワクチン接種を行うための体制を早急に整備します。

コロナ禍の中で、経済は戦後最大の落ち込みを記録しました。こうした中、雇用を守り、事業を継続してもらって、国民一人一人に寄り添い、その生活を守り抜くことが重要です。

現在も、持続化給付金や雇用調整助成金、無利子・無担保融資などの強力な支援を行っておりますが、今後も躊躇(ちゅうちょ)なく必要な施策を実行してまいります。

また、観光、飲食、イベントなど、ダメージを受けた方々への支援も重要です。今後、感染対策をしっかりと講じることを前提に、文化芸術、スポーツイベント、商店街等の需要喚起を目的として、10月中旬以降順次、GoTo イベントや GoTo 商店街の事業を開始してまいります。

さらに、経済再生のためには、国際的な人の往来の再開が不可欠です。菅内閣として、来月以降、観光客以外については、日本人・外国人を問わず、検査をしっかりと行った上で、できる限り往来を再開していく方針で臨みます。

そこで、感染状況が落ち着いている国・地域からの長期滞在者を主な対象とした新規入国の枠組みについては、これまでビジネス上必要な人材に限定しておりましたが、留学や家族滞在などの分野にも拡大します。

また、世界各国・地域からの新規入国についても、一定の要件を課した上で、順次

認めることとし、これらの措置について、10月1日から実施することとします。

各大臣におかれては、これまでの感染拡大への対応で得られた科学的な知見をいかし、感染拡大の防止と社会経済活動の両立、このことを図っていくために、これらの対策に引き続き全力で当たっていただきたいと思います。

以 上